

◆申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方で、以下の方

1. 源泉徴収票に記入されていない所得控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、配偶者や扶養親族にかかる控除など）を受けようとする方
2. 各種申請手続き等で、課税額・所得額等の欄に「0円」等の金額が入った所得・課税証明書が必要な方
3. その他申告義務がある方

◆申告期限 … 令和7年3月17日（月）

申告期限までに申告書の提出が無いと、国民健康保険料の算定等各種制度の適用等に影響が生じる場合があります。

◆申告書の提出先

令和7年1月1日現在にお住まいの住所地を管轄する市税事務所各市民税担当

申告書の提出は可能な限り **郵送** でお願ひします。


★郵送で申告される場合、申告書に加えて、次のものが必要です★

- マイナンバーカードの画面の写し（コピー）
- マイナンバーカードをお持ちでない場合は、「本人確認書類の写し」と「個人番号が確認できる書類の写し」を同封してください。
- その他、医療費明細書など控除に必要な書類（必要な書類は2ページ及び4ページをご確認ください。）
- 控えが必要な方は、申告書の写し（コピー）をご準備のうえ、返信用封筒（110円分の切手を貼って宛名等を記入したもの）と一緒に同封してください。

※郵便料金改定に伴い、新料金（変更後の郵便料金）で送付してください
 ○新料金（変更後の郵便料金）等については、日本郵政ホームページをご確認ください。
 【参考】 50gまで 110円

★窓口で申告される場合は、申告書に加えて、次のものをご持参ください★

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードをお持ちでない場合は、「本人確認書類」と「個人番号が確認できる書類」
- その他、医療費明細書など控除に必要な書類（必要な書類は2ページ及び4ページをご確認ください。）



日本郵政

提出先

京都市市税事務所

<所在地>〒604-8175

京都市中京区室町通御池南入円福寺町337

ビル葆光（ほうこう）

<交通>地下鉄「烏丸御池駅」4-1出口から西へ約100m

※駐車場及び駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

<開庁時間>午前8時45分～午後5時

（※土、日、祝日及び年末年始は開庁していません。）

令和7年2月17日～3月17日（土、日、祝日除く）は、各区役所・支所に「臨時窓口」を開設し、令和7年度の申告書を受付けますが、混雑が予想されますので、お電話での相談、郵送での提出にご協力をお願いします。

● 3月18日以降に申告書を提出した場合、申告内容反映後の所得・課税証明書の発行が遅れる場合があります。

令和7年度の所得・課税証明書は令和7年6月2日から発行できますが、申告期限（3月17日）後に申告書を提出された場合、申告内容の反映が間に合わない場合があります。その場合、申告内容反映後の証明書が発行可能となるのは、7月中旬以降となる場合があります。

申告期限後に申告書を提出された方で、6月2日以降に早急に申告内容を反映した証明書が必要な場合は、申告書の提出の際に市税事務所各市民税担当にご相談ください。

◆この申告書の書き方は、令和7年1月1日現在の法律に基づいています。

≪あなたの申告内容を下欄に控え、来年度の参考にご活用ください。≫

お電話でお問い合わせ時に必要になりますので、申告書右上の「お問合せ番号」をご記入ください。 ⇒

お問合せ番号

令和7年度分 市民税・府民税申告書<申告内容>

13～14	社会保険の種類	支払った保険料	円
15	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
16	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
17～19	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> ひとり親除 (学校名)	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他()
20	障害者控除	障害の程度	級度
21～22	配偶者の氏名	生年月日	円
23	扶養控除	控除額	万円
16	16歳未満の扶養親族(控除対象外)	控除額	万円

26	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	円
27	医療費控除	支払った医療費等	円	円	円

1	収入金額	事業	営業等	ア	円
2	所得金額	事業	農業	イ	
3	雑損控除	不動産	ウ		
4	所得から差し引かれる金額	利子	エ		
5	基礎控除	配当	オ		
6	雑損控除	給与	カ		
7	基礎控除	雑	公的年金等	キ	
8	基礎控除	雑	業務	ク	
9	基礎控除	雑	その他	ケ	
10	基礎控除	雑	短期	コ	
11	基礎控除	雑	長期	サ	
12	基礎控除	雑	一時	シ	
13	基礎控除	雑	合計	ソ	
14	基礎控除	雑	合計	タ	
15	基礎控除	雑	合計	チ	
16	基礎控除	雑	合計	リ	
17	基礎控除	雑	合計	ニ	
18	基礎控除	雑	合計	ホ	
19	基礎控除	雑	合計	ヘ	
20	基礎控除	雑	合計	ニ	
21	基礎控除	雑	合計	ホ	
22	基礎控除	雑	合計	ヘ	
23	基礎控除	雑	合計	ニ	
24	基礎控除	雑	合計	ホ	
25	基礎控除	雑	合計	ヘ	
26	基礎控除	雑	合計	ニ	
27	基礎控除	雑	合計	ホ	
28	基礎控除	雑	合計	ヘ	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・府民税の納税方法

- 給与から差引き（特別徴収）
- 自分で納付（普通徴収）

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・府民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

★医療費控除の明細書について

医療費控除の申告をする際には、医療費の領収書をもとに自身で作成した「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。

※「医療費の領収書」の添付は不要となりますが、作成された明細書の内容に疑義がある場合等、京都市から「医療費の領収書」の提示を求める場合がありますので、5年間は自宅にて保管してください。



「医療費控除の明細書」の記載方法はこちらをご確認ください。

★令和6年中の所得等が次のいずれかに該当する人は、申告書とともに市民税・府民税申告書（分離課税等用）を提出してください。

- 租税特別措置法第8条の4に規定する上場株式等に係る配当所得等のある人
 - 租税特別措置法第31条に規定する長期譲渡所得のある人
 - 租税特別措置法第32条に規定する短期譲渡所得のある人
 - 租税特別措置法第37条の10に規定する株式等譲渡所得等のある人
 - 租税特別措置法第41条の14に規定する先物取引に係る雑所得等のある人
 - 退職所得のある人 など
- ※上記の申告書が必要な場合は各市民税担当までご連絡をお願いします。（連絡先は1ページ参照。）

★所得金額調整控除について

①給与収入が850万円を超える方

次の（1）～（3）のいずれかに該当する方については、下記の方法で算出された金額を給与所得の金額から差し引くことができます。
 給与の収入金額（上限1,000万円）－850万円）×10％

- （1）本人が特別障害者に該当する。
- （2）同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する。
- （3）23歳未満の扶養親族を有する。

同一生計配偶者、扶養親族について…合計所得金額が48万円以下で、青色事業専従者又は事業専従者に該当しない方をいいます。対象者を申告書裏面の1.5.所得金額調整控除に関する事項に記入をお願いします。

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有し、その合計額が10万円を超える方

以下の方法で算出された金額を給与所得の金額から差し引くことができます。
 （給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円））－10万円

★上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択について

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、令和5年度までは所得税と住民税で異なる課税方式（所得税では申告するが、住民税では申告しない等）を選択できましたが、税制改正により、令和5年1月1日以降に受け取った特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式は、所得税の確定申告書（納税通知書送達後に提出された確定申告書も含まれます。）に記載された課税方式が市・府民税でも採用されます（異なる選択不可）ので、令和5年分以降の確定申告書を提出される際は、ご注意ください。

また、確定申告書を提出後、更正の請求や修正申告で、特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に該当する所得を新たに追加したり、除外したりすることはできませんのでご注意ください。

令和5年分以降の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても同様の改正が行われ、令和6年度分以降の市・府民税で適用を受けるためには、当該損失について記載した確定申告書（納税通知書送達後に提出された確定申告書も含まれます。）を提出する必要があります。上場株式等に係る譲渡損失も、更正の請求等で修正できない場合がありますので、確定申告書を作成・提出される際は、十分に検討し、記載漏れ等が無いようご注意ください。

★日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について

日本国外に居住する扶養親族（国外居住親族）について、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人である場合、令和6年度以降は扶養控除の対象とならないこととされました。また、国外居住親族に関する扶養控除その他の所得控除の適用を受ける場合、証明書類の提示又は添付が必要となりますので、申告される際には、1月1日にお住まいの住所地を所管する各市民税担当へご相談ください。

● 「個人市・府民税について詳しく知りたい」、「税額の計算方法を知りたい」、「税額試算がしたい」、「税制改正の内容を知りたい」、「申告書のダウンロードや作成をしたい」

⇒ 京都市情報館のサイト内検索で「個人市・府民税」と検索してください。

（詳しくはこちら）

